
5 0 4 4 . 輸入申告照会（沖縄特免制度）

業務コード	業務名
I O T	輸入申告照会（沖縄特免制度）

1. 業務概要

輸入申告（沖縄特免制度）（以下、輸入申告という。）の内容及び手続き状況を照会する。
本業務は該当する輸入申告情報がシステムから削除されるまでの間、行うことができる。

2. 入力者

税関、通関業

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

（A）システムに登録されている利用者であること。

（B）入力者が通関業者の場合は、以下のいずれかであること。

①輸入申告事項登録を行った者と同じの利用者コードであること。

②手続きを行った者と利用者コードが異なる場合は、照会可能な旨がシステムに登録されていること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

なし。

（3）輸入申告（沖縄特免制度）DBチェック

入力された輸入申告番号が輸入申告（沖縄特免制度）DBに存在すること。

5. 処理内容

（1）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-0000」以外のコードを設定の上、輸入申告照会（沖縄特免制度）情報の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（2）輸入申告照会（沖縄特免制度）情報編集出力処理

輸入申告（沖縄特免制度）DBより輸入申告照会（沖縄特免制度）情報の編集及び出力を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
輸入申告照会（沖縄特免制度）情報	なし	入力者

7. 特記事項

許可後に納付方法を直納からマルチペイメントネットワーク（以下、「MPN」という。）に変更した場合及びMPNから直納に変更した場合は、輸入申告（沖縄特免制度）DBに変更後の情報が反映されないため、口座識別欄及び納付方法識別欄に出力される内容には留意すること。